

平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ガーラ
代表者名 代表取締役社長 廣末 紀之
(コード番号 4777 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役 財務統括部長 藤田 公司
(TEL 03-5778-0321(代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 28 日開催予定の第 15 回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 本日公表いたしました吸収分割による純粋持株会社体制への移行に伴い、平成20 年6月28 日開催予定の第15回定時株主総会において、吸収分割契約の議案がご承認されますと、当社は、オンラインゲーム事業および間接部門を当社の100%子会社である株式会社ガーラモバイルに吸収分割の方法により承継させ純粋持株会社体制となります。これに伴い、事業目的を変更するものがあります。(現行定款第2条) なお、この変更につきましては、吸収分割契約の議案における吸収分割の効力が発生することを条件として、平成20年7月1日をもって効力が生じるものいたします。
- (2) 将来の機動的な資本政策の遂行を可能とするため、発行可能株式総数を281,424株に変更するものであります。(現行定款第6条)
- (3) 株式取扱規則において株主の権利行使の手続き等についても定めていることを明確にするため、所要な変更を行うものであります。(現行定款第10条)
- (4) 株主総会および取締役会の円滑な運営を図るべく、これらの議長をあらかじめ取締役会で定めた代表取締役に変更するものであります。(現行定款第13条及び第22条)

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. インターネット等のネットワークを利用した情報交換機能を持つホームページの企画、構成、運営、提供</u> <u>2. 情報通信ネットワークを利用した情報提供サービスおよび情報処理サービス</u> <u>3. インターネットを利用したゲームの企画、配信、運営、提供</u> <u>4. 上記各号に関わるコンピュータシステムの設計、開発、運用、保守および販売</u> <u>5. 特許権の取得、保有、運用および管理</u> <u>6. 経営コンサルタント業およびマーケティングリサーチ業</u> <u>7. 広告代理業</u> <u>8. 出版業</u> <u>9. 上記に掲げる事業およびこれに関連する事業を営む会社の株式または出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</u> <u>10. 前各号に附帯する一切の業務</u> <u>(新設)</u>	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体（以下「会社等」という。）の株式または持分を所有することによって、その会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 <u>(1) インターネット等のネットワークを利用した情報交換機能を持つホームページの企画、構成、運営、提供</u> <u>(2) 情報通信ネットワークを利用した情報提供サービスおよび情報処理サービス</u> <u>(3) インターネットを利用したゲームの企画、配信、運営、提供</u> <u>(4) 上記各号に関わるコンピュータシステムの設計、開発、運用、保守および販売</u> <u>(5) 商標権、特許権、実用新案権、意匠権の取得、保有、運用および管理</u> <u>(6) 経営コンサルタント業およびマーケティングリサーチ業</u> <u>(7) 広告代理業</u> <u>(8) 出版業</u> <u>(削除)</u> <u>(9) 前各号に附帯する一切の業務</u> <u>2 当社は、前各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を行うことができる。</u>
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>185,820株</u>とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>281,424株</u>とする。

(株式取扱規則) 第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第 10 条 当会社の株式に関する取扱い、<u>株主の権利行使に際しての手続き等</u>および<u>手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u>
(招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

以 上